



第1部

第5章

計画の効果の測定・評価



第5章 医師確保の方針

計画の効果の測定・評価

- 医師確保計画の効果測定・評価の結果については、地域医療対策協議会において進捗状況の確認を行い、次期医師確保計画の策定・見直しに反映させるとともに、必要に応じて計画の見直しや変更を行っていきます。

医師の働き方改革とは

1 概要

- 平成31年4月1日に施行された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」にて、時間外労働の上限規制が規定されました。医師については施行5年後に適用されることとなり、具体的な上限時間等は省令で定めることとし、規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとされました。
- 厚生労働省は、「医師の働き方改革に関する検討会」を平成29年8月に発足し、平成31年3月28日まで全22回の開催を経て、医師の時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等についてとりまとめを行いました。

2 医師の時間外労働の上限規制の構成

- 令和6年度以降適用される医師の時間外労働につき36協定で協定できる上限は、1か月当たり原則100時間未満、1年あたり960時間を原則とする。（(A) 水準）
- 地域医療提供体制確保の観点からやむを得ず(A)水準を超えざるを得ない場合の暫定的な特例水準を設け、医師の時間外労働につき36協定で協定できる上限を1年当たり1,860時間とする。（(B) 水準）
- 臨床研修医・専門研修中の医師や高度に専門的な知識・手技の修練に取り組む医師など、一定の期間集中的に技能向上のための診療業務を必要とする医師を対象とする特例水準を設け、1年当たり1,860時間を上限に、各研修プログラムで想定される必要時間数まで36協定で協定できることとする。（(C) -1水準、(C) -2水準）

3 医療機関

- 医療機関は、全ての診療従事勤務医が(A)水準の適用となることを目指し、労務管理の適正化、タスク・シフティング等による勤務負担軽減、医療勤務環境改善マネジメントシステムの導入等による勤務環境改善、医師の健康確保措置等に取り組むこととなります。
- 特例水準の適用を受ける医療機関は、医師労働時間短縮計画を作成し、上記取組等の医師の労働時間短縮に向けた取組を実施します。

4 東京都

- 東京都は、個別医療機関の医師の労働時間の概況把握等を行った上で、医療機関支援を実施するとともに、医師の労働時間の実態等を踏まえた地域医療提供体制の検討を行っていきます。
- 東京都は、各医療機関に勤務する医師の時間外労働の実態や、医療機関における医師労働時間短縮計画に基づく取組状況等を確認し、特例水準を適用する医療機関を特定していきます。

（参考資料）

- ・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）
- ・「医師の働き方改革に関する検討会報告書」（平成31年3月28日）

